平成２４年（フ）第１７９９号
横浜市都筑区東山田３丁目17番７―202号
債務者　川上千代子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１６号
横浜市中区寿町３丁目11番地８　第三港館407号室
債務者　荒井　敏久
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０５号
岡山県倉敷市児島稗田町1566番地５、旧住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2519番地５
債務者　木内　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３６号
岡山市北区富原2179番地
債務者　影山　志穂
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１１号
北海道根室市幸町１丁目３番地502―14、破産開始決定時の住所山口県岩国市藤生町１丁目13番21号
破産者　紙岡　英男
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４２号
福島県いわき市小名浜西君ケ塚町17番地の17、前住所福島県いわき市小名浜西君ケ塚町17番地の27
破産者　友部　匡滋
1　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
2　一般調査期日　平成24年12月20日午後２時
平成24年９月10日
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２７１９号
名古屋市港区多加良浦町４丁目165番地
破産者　広田　正宣
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年12月４日午前11時20分
平成24年９月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８４号
名古屋市北区桐畑町65番地の２、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸156番地　コーポ寺町Ａ―１
破産者　中田　靖信
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月20日午後１時40分
平成24年９月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９９号
大阪市中央区南船場４丁目９番６号　順慶町アーバンライフ603、開始決定時の住所堺市中区福田406番地６
破産者　堺　　良文
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午前11時30分
平成24年９月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
宮崎県延岡市松原町２丁目１番地５
破産者　重黒木哲雄
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年10月26日午前10時30分
平成24年９月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第３４７４号
大阪市生野区新今里５丁目３番11号　クリオコート新今里リバーサイド704号、住民票上の住所奈良県生駒市北大和４丁目15番地９
破産者　澤田　泰彰
1　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
2　一般調査期日　平成24年11月15日午後３時30分
平成24年９月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８８号
兵庫県西宮市苦楽園二番町18番40号、開始決定時の住所神戸市北区広陵町４丁目20番地の２
破産者　田中　隆年
1　破産債権の届出期間　平成24年10月17日まで
2　一般調査期日　平成24年11月14日午前10時
平成24年９月12日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２７号
京都市伏見区下鳥羽中円面田町24　アーバンハイツ302号、住民票上の住所京都市伏見区深草大亀谷六躰町８番地の５
破産者　藤村　　保
1　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午前11時
平成24年９月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
京都市西京区大枝西新林町５丁目１番地３
破産者　長谷川　潤
1　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後１時30分
平成24年９月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の一般調査期日

平成２３年（フ）第６４９４号
大阪市中央区南本町２丁目６番12号サンマリオンＮＢＦタワー
破産者　株式会社日本エイペックス
一般調査の期日　平成24年10月16日午後２時30分
平成24年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第１４９号
岩手県紫波郡紫波町桜町字本町57番地１岩手県立病院合同公舎201
破産者　工藤　富男
破産管財人　渡邉　栄子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　平本丈之亮
平成24年９月11日
盛岡地方裁判所第２民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３６１号
愛知県刈谷市広小路４丁目209番地１
破産者　株式会社明文堂書店
1　期日　平成24年11月19日午後３時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２００４号
大阪市平野区平野北１丁目４番５号　北ハイツ201
破産者　稲冨電気こと　稲冨　康久
異議申述期間　平成24年10月31日まで
平成24年９月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５号
宮崎県児湯郡川南町大字平田4063番地２
破産者　株式会社金海産業
異議申述期間　平成24年11月13日まで
平成24年９月13日　　宮崎地方裁判所破産係